令和2年

第1回市議会定例会 議案第32号

函館市青少年育成基金条例および函館市観光振興基金条例 の一部を改正する条例の制定について

函館市青少年育成基金条例および函館市観光振興基金条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青少年育成基金条例および函館市観光振興基金条例 の一部を改正する条例

(函館市青少年育成基金条例の一部改正)

第1条 函館市青少年育成基金条例 (平成29年函館市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「9,770万円」を「9,329万円」に改める。

(函館市観光振興基金条例の一部改正)

第2条 函館市観光振興基金条例(平成24年函館市条例第54号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項中「6億 194万 8,000円」を「5億 6,950万 6,000円」 に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

基金の額を減額するため